

Hyundai Mobility Japan 株式会社
新車延長保証制度 保証規約



Ver. : 3.2
改定日 : 2025/06/17

目次

1. 新車延長保証の概要	2
2. 保証内容	2
3. 保証条件	2
1) 保証料金	2
2) 加入時期	3
3) 加入条件	3
4) 保証適用期間	3
5) 保証範囲	3
6) 保証作業を行う整備工場	5
7) 免責金額	5
8) 保証の限度額	6
9) 保証適用外事項	6
4. 保証の発行	7
5. 保証の継承・解約	7
6. 保証の適用	7
7. 保証条件を超える場合	8
8. その他	8
9. 規約の変更	9
10. 反社会的勢力の排除	9
11. 分離可能性	9
12. 準拠法及び管轄裁判所	9
13. 問い合わせ窓口	10

1. 新車延長保証の概要

この新車延長保証（以下「本延長保証」といいます。）は、ご加入いただくことで、新車登録後 5 年間又は総走行距離が 100,000 km に達した日まで付帯されている一般保証（※1）が終了した後も、この「Hyundai Mobility Japan 株式会社 新車延長保証制度 保証規約」（以下「本規約」といいます。）に規定する条件に従い、新車登録後 7 年間、走行距離にかかわらず保証するものです。ただし、新車付帯保証（※1）とは一部保証内容が異なり、塗装保証、穴あき錆保証、消耗部品保証、駆動用バッテリー保証、AVN 保証は対象外です。

なお本延長保証は、新車をご購入いただいた、最初の(車検証上の)使用者のみが加入でき、次のユーザーへ継承することはできません。

※1 Hyundai の新車に付帯される保証の内容については Hyundai の HP 内、新車保証・新車延長保証ページ又は利用規約にございます「Hyundai アフターサービス約款」をご参照ください。

- 新車保証

- <https://www.hyundai.com/jp/service/customer-service/warranty-period>

- 利用規約

- <https://www.hyundai.com/jp/terms>

2. 保証内容

お買い上げいただいたお車に、万一、材料又は製造上の不具合があった場合は、保証書記載のお客様に対して、本規約記載の範囲内において修理させていただきます。ただし、不具合の発生原因が保証の適用範囲外の場合は保証いたしかねますのでご了承ください。なお、材料又は製造上の不具合(瑕疵)とは、当社の材料あるいは製造の基準から外れることが偶然に発生し、自動車の通常の使用において故障が発生したことをいいます。

3. 保証条件

1) 保証料金

本延長保証の保証料金は次のウェブサイトに記載のとおりとなります。お客様は、本延長保証の保証料金を当該ウェブサイトで別途指定した方法で支払うものとします。

本延長保証の保証料金

<https://www.hyundai.com/jp/service/customer-service/warranty-period>

(「新車延長保証」タブを押下してください。)

2) 加入条件

本制度は、当社が正規輸入した Hyundai 新車をご購入いただいた、車検証上の最初の実用者のみがお加入いただけます。したがって、中古車の場合はお加入いただけません。また、タクシー、レンタカー、その他商用目的で使われている車種についても、本制度にはお加入いただけません。

3) 加入時期

お客様は、新車登録から 5 年目の車検を実施するまでの間、本延長保証に加入することができます。ただし、当該期間内の総走行距離が 100,000km に達した場合、本延長保証に加入することはできません。

4) 保証適用期間

保証期間は新車一般保証期間終了日（※2）の翌日から、新車登録日から 7 年後の応当日の前日までとします。その期間内での走行距離は無制限といたします。

※2 新車一般保証期間終了日とは、新車一般保証開始日(新車登録日に同じ)から 5 年後の応当日の前日、又は総走行距離が 100,000 km に達した日の、いずれか早い日を指します。

5) 保証範囲

- 保証対象部品（代表的なものを示します）

分類	部品名称
ボディ内外装品	電動スライディングルーフ
	電動リモコンミラー
	ドアシール機能
	パワーウィンドー
	パワードアロック、ワイヤレスリモートコントロール
	パワーシート機構、シートリフター
	ルームミラー
	アッシュトレイ、ドリンクホルダー
	ラッチロック類
	スイッチ類
エアコン	エアコンディショナー、ヒーター
	オートエアコンコントロールユニット
	ベンチレーション
電気自動車特有部品 （※エンジン／ミッションに代わる EV 特有部位、及びその他機構を保証。 但し、駆動用バッテリーを除く）	充電ケーブル、充電ポート
	減速機
	モーター
	PDM

	VCM
	インバーター
	OBC（オンボードチャージャー）
	DC/DC（DC/DC コンバータ）
水素自動車特有部品 （※エンジン／ミッションに代わる FCV 特有部位、及びその他機構を保証。 但し、駆動用バッテリーを除く）	燃料電池
	水素タンク、バルブ
	水素レギュレーター、水素配管、水素ポンプ、 水素インジェクタ
	冷却装置
	FC 昇圧コンバーター
	パワーコントロールユニット
	FC コントロールコンピュータ
ステアリング機構	ステアリングギヤボックス
	ステアリングコラム、リンケージ
	パワーステアリング装置
ブレーキ機構	ABS、EBD システム
	ブレーキメカニズム
	ブレーキブースター装置
乗員保護装置	エアバッグ
	シートベルト
電子制御機構	ECU
	ABS・EBD コントロールユニット
	コンビニエンスコントロールユニット
その他機能品	メーターパネル
	ホーン
	ワイパーリンク、モーター
	ウォッシャーシステム

● 保証対象外部品

故障の主要原因が保証部品で、保証対象外部品に損傷が波及した場合を除きます。

分類	部品名称
ボディ内外装品 ※3	ボディパネル
	バンパー
	モール類

	ダッシュボード
	シート類
	トリム類
	ルーフヘッドライニング
	フロアカーペット
消耗品	ブレーキパッド
	ブレーキライニング
	ブレーキディスク
	ヒューズ類
	各電球類
	ワイパーブレード
サスペンションショックアブソーバー、ブッシュ類	
タイヤ、ホイール	
バッテリー（高電圧駆動用バッテリーを含む） *ただし、高電圧駆動用バッテリーは本延長保証ではなく、新車付帯保証にて 8 年/16 万 km までカバーされています。	
オーディオ、ビデオ、ナビゲーション等	
油脂類 ※4	ギアオイル類
	ブレーキフルード
	ショックアブソーバーフルード
	ウインドウォッシャー液
	グリース類
	クーラント
	バッテリー液

※3 ボディ内外装品のうち、機能的な不具合を伴うものは保証対象になります。

※4 油脂類のうち、修理の過程で不足補充となる場合は保証対象になります

6) 保証作業を行う整備工場

本規約に定める保証作業につきましては、当社直営工場又は協力整備工場（以下「指定工場」といいます）にて実施いたします。最寄りの当社指定工場にご連絡を頂き、本延長保証の保証書、メンテナンスノート及び車検証をご提示の上、保証作業をお申し付けください。

7) 免責金額

原因を同じくする 1 故障につき 30,000 円のお客様負担が発生します。

8) 保証の限度額

保証期間中に保証される故障修理は、1回の修理について対象車種の新車販売時のメーカー希望小売価格（消費税は除く）を限度といたします。同一の原因により複数の箇所に生じた不具合の修理は、1回の修理とみなします。

9) 保証適用外事項

- 整備及び車検取得にかかる次に掲げる諸費用
 - 継続検査手数料
 - 下回り洗浄費用等
 - 税金・保険料・印紙代等
- 保証作業の為に当該 Hyundai 車を使用できなかったことに起因する損失（電話代、レンタカー代等）、営業機会の損失、休業補償等
- 当社指定工場以外での修理費用、車両の持ち込み及び引き取り費用
- 以下の記載内容が守られていない場合、保証期間内であっても保証の適用から除外されます。
 1. 取扱説明書等に表示指示や使用方法に従っての使用
 2. 日常点検の実施
 3. メンテナンスノートに記載されている当社が指定する定期点検整備（車検を含む）及び定期交換部品の交換の実施
 4. 上記定期点検整備及び部品交換の当社指定工場での実施

*上記（2.～4.）を怠り適用から除外された場合でも当社指定工場定期点検整備に準ずる点検を受け、車両に異常が認められない場合は、本延長保証が再度適用されます。
- 不具合及び不具合が生じた車両が以下に該当する場合、保証の適用を除外します。
 1. 法令及び当社が認めていない改造又は架装が行われていた場合
 2. 一般に自動車の走行しない場所での走行、あるいはレース、ラリー等での酷使により生じた不具合
 3. 車両の乱用、又は長期間放置により生じた不具合
 4. 車両への過積載により生じた不具合
 5. 当社が提供するものでない車両コンピュータやソフトウェアプログラミングの変更、メーカー指定外の社外品 ECU 取付けがされていた場合
 6. タクシー、レンタカー、その他商用目的で使用されていた場合
 7. 水害、地震、台風、落雷などの天災による不具合
 8. 飛石、事故、火災などの外的要因による不具合
 9. 煤煙、降灰、酸性雨、薬品、鳥糞、塩害、石はね、飛沫塗料等の外的要因による不具合

10. 経年変化による塗装、メッキ面、内外装部品の自然劣化・退色による不具合
11. 摩耗、消耗による不具合及び損傷
12. 当社が指定する部品及び油脂類以外の使用がされていた場合
13. 当社指定工場以外で修理がされていた場合
14. 音、騒音、オイルのにじみ等、一般に機能上影響のない感覚的事象
15. 通常の注意で発見、対処できたにもかかわらず、放置したことによる損傷
16. 新車付帯保証により保証される不具合
17. 不具合発生後、不具合報告が不当に遅延した場合
18. 新車延長保証期間内に発生した不具合であっても、保証期間満了後の申し出によるもの
19. 車両以外の財物の不具合に起因して生じた車両の不具合
20. メンテナンスノートが交付されていない、又は紛失している車両の不具合
(※メンテナンスノートの紛失時には、所定の再発行手続き（再発行費用がかかる場合があります）を行うことで、本保証の適用対象となります。）
21. 並行輸入車両等、当社正規輸入車でない場合
22. 離島にある場合
23. 危険な状況又は紛争区域、地域・地方自治体の管理下でない地域にある場合

4. 保証の発行

本延長保証は当社がお客様による保証料金のお支払いの確認後、保証書に必要事項を記入し、書面若しくは電磁的方法により交付することにより有効となります。

5. 保証の継承・解約

本延長保証は、ご加入いただいたお客様から他の第三者への継承や、本延長保証の加入済み車両から他車両への適用変更はできません。

本延長保証の解約は、加入済の車両が譲渡又は廃車される場合にのみ可能です。本延長保証の解約を希望するときには、当社指定の解約届出書、及び譲渡若しくは廃車の事実を示す公的証明書を、本規約第3条3項に記載の保証適用前までに当社指定工場に提出しなければなりません。解約となった場合は、次の算定式に従い、お客様に解約返戻金をお支払いいたします。

$\text{解約返戻金} = \text{加入時の保証料金} - \text{解約手数料 (1台あたり 30,000 円 (税込))}$

6. 保証の適用

本延長保証は、当社が販売し、日本国内で使用する Hyundai 普通乗用自動車のみ（ただし電気自動車モデル車両に限ります。）ご加入いただくことができます。

7. 保証条件を超える場合

本延長保証は、本規約に定める保証条件のもとに保証作業をお約束するものです。従って、保証期間後に発生した不具合部品の修理・交換等や保証限度額を超過する修理・交換等の費用は有料となります。

8. その他

● 個人情報の取扱いに関して

本延長保証は損害保険会社である東京海上日動火災保険株式会社と提携して運営しています。従って、本保証業務の円滑な運営とその改善のため、加入時の契約申込書及びお客様の本新車延長保証書記載の情報並びに本延長保証の対象となる車両の車検証に記載された情報、その他本延長保証業務の提供のために必要な情報を当該保険契約当事者である東京海上日動火災保険株式会社、当該損害保険代理店である T&N 保険サービス株式会社、当該サービス提供関連各社及び当社指定工場に提供いたしますのでご了承ください。

また、東京海上日動火災保険株式会社は当社、当該サービス提供関連各社及び当社指定工場に対して、お預かりしたお客様の個人情報（お客様情報、車両情報等）や保険金や修理情報等を共有し、当該サービス提供関連各社及び当社指定工場は、これらを本延長保証業務の円滑な運用とその改善のために利用しますのでご了承ください。

● 交換部品の所有権について

保証修理により交換のために取り外した部品は、当社の所有物となります。

● リコール等についてのお願い

当社は、車両に装備されている部品等の材料又は製造上の不具合があり、安全性の問題が疑われるものについて、必要に応じて市場措置（リコール(※5)、改善対策(※6)、サービスキャンペーン(※7)）を実施することがあります。リコール等のご案内を受けた場合には、速やかにお近くの当社指定工場にて対策を実施していただきますようお願いいたします。

※5「リコール」とは、お車の構造・装置の不具合による事故を未然に防止することを目的とした制度です。同一型式・一定範囲のお車について、構造・装置・性能等が、安全・公害防止の規定（保安基準）に適合しなくなるおそれがあると当社が判断した場合には、その旨を国土交通省に届け出て、お車をご使用のお客様にご連絡し、無料で修理するものです。

※6「改善対策」とは、保安基準にかかわらない場合でも、当社が保安確保・公害防止の観点から必要と判断した場合に、ご使用のお客様にご連絡し、責任を持って修理するものです。

※7「サービスキャンペーン」とは、商品品質改善等の観点から、当社が必要と判断した場合に、ご使用のお客様にご連絡し、責任を持って修理するものです。

9. 規約の変更

当社は、法令（自動車及び自動車の整備に関する法令を含みますが、これに限られません）の改正、社会情勢の変化、本延長保証の拡充その他の事情により、本規約の内容を変更することがあります。本規約を変更する場合は、あらかじめ、変更する旨、並びに変更後の内容及び変更の効力発生日を当社所定のウェブページ上で告知します。変更後の本規約は、特別な定めがある場合を除き、変更前に本延長保証にご加入いただいたお客様にも適用されます。ただし、当該変更が既存のお客様に不利益となる場合、当社は効力発生日から1か月以上前の期間を設けて周知するとともに、必要に応じて当該お客様に個別に通知します。

10. 反社会的勢力の排除

お客様が次のいずれかに該当する場合、お客様は本延長保証を利用できない場合があります。また、これらの事由に加え、これらの事由により本延長保証が利用できなかったことによりお客様が損害を被った場合でも、当社は一切の責任を負いません。

1. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいいます。以下同じ。）に該当すると認められること。
2. 反社会的勢力に対して資金を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
3. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
4. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、又はその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
5. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

11. 分離可能性

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令により無効又は執行不能と判断された場合においても、本規約のそれ以外の条項及び部分については、なお完全に効力を有するものとします。

12. 準拠法及び管轄裁判所

- 本規約の準拠法は日本法とします。

- 本規約に起因し、又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

13. 問い合わせ窓口

- 新車延長保証に関するお問合せ
Hyundai カスタマーセンターへご連絡ください。

Hyundai カスタマーセンター（☎ 0120-600-066）

平日午前 9 時～午後 6 時（定休日：土/日、祝日）

- 不具合発生時のお問い合わせ
当社指定工場、又は Hyundai カスタマーセンターへご連絡ください。

当社指定工場（一覧は公式ホームページよりご確認ください。）

アフターサービス：<https://www.hyundai.com/jp/service/customer-service>

整備拠点：<https://www.hyundai.com/jp/service/customer-service/network>

神奈川県横浜市西区みなとみらい 3 丁目 3 番 3 号

横浜コネクトスクエア 9 階

Hyundai Mobility Japan 株式会社